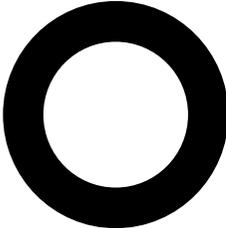
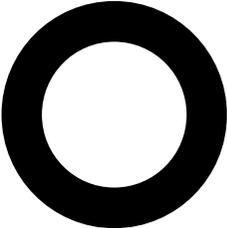


令和5年度

前橋市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案） 新旧対照表

見直し部分_____（内容変更・追加・削除）

修正案	現行
<p data-bbox="309 539 900 577">農業経営基盤の強化の促進に関する</p> <p data-bbox="450 635 763 673">基本的な構想</p>  <p data-bbox="495 1225 719 1264"><u>令和5年〇月</u></p> <p data-bbox="551 1321 663 1359">前橋市</p>	<p data-bbox="1335 539 1926 577">農業経営基盤の強化の促進に関する</p> <p data-bbox="1476 635 1789 673">基本的な構想</p>  <p data-bbox="1498 1225 1762 1264"><u>令和3年12月</u></p> <p data-bbox="1576 1321 1688 1359">前橋市</p>

目	次
前橋市農業経営基盤強化促進基本構想の概要	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	35
第3 <u>第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</u>	47
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の <u>効率的かつ総合的な利用</u> に関する事項	49
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	51
1 <u>法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</u>	51
削る	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	51
3 農作業の受委託の促進に関する事項	54
削る	
第6 その他	55
削る	

目	次
前橋市農業経営基盤強化促進基本構想の概要	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	35
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の <u>利用関係の改善</u> に関する事項	47
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	48
1 <u>利用権設定等促進事業に関する事項</u>	48
2 <u>農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</u>	54
3 <u>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>	54
4 <u>農作業の受委託の促進に関する事項</u>	57
5 <u>農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u>	57
6 <u>その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</u>	57
7 <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u>	58
第5 その他	59
別紙1 (第4の1(1)カ関係)	61
別紙2 (第4の1(2)関係)	62

前橋市農業経営基盤強化促進基本構想の概要

項目	主な内容	前回
第1 農業経営基盤の 強化の促進に関 する目標 (目標年次：令 和12年)	1 効率的かつ安定的な農業経営体	
	(1) 目標年間農業所得 主たる農業従事者1人当たり	
	470万円程度	470万円程度
	1経営体当たり	
	760万円程度	760万円程度
	(2) 目標年間労働時間 主たる農業従事者1人当たり	
	1,750～2,000時間程度	1,750～2,000 時間程度
	2 新たに農業経営を営もうとする青年 等	
	(1) 目標年間農業所得 主たる農業従事者1人当たり	
	250万円程度	250万円程度
1経営体当たり		
360万円程度	360万円程度	
(2) 目標年間労働時間 主たる農業従事者1人当たり		
1,750～2,000時間程度	1,750～2,000 時間程度	
【略】		
第3 第2及び第2の 2に掲げる事項 のほか、農業を	就農等希望者のマッチング及び農業を 担う者の確保・育成のための情報収 集・関係機関との相互提供	

前橋市農業経営基盤強化促進基本構想の概要

項目	主な内容	前回
第1 農業経営基盤の 強化の促進に関 する目標 (目標年次：令 和12年)	1 効率的かつ安定的な農業経営体	
	(1) 目標年間農業所得 主たる農業従事者1人当たり	
	470万円程度	460万円程度
	1経営体当たり	
	760万円程度	730万円程度
	(2) 目標年間労働時間 主たる農業従事者1人当たり	
	1,750～2,000時間程度	1,800～2,000 時間程度
	2 新たに農業経営を営もうとする青年 等	
	(1) 目標年間農業所得 主たる農業従事者1人当たり	
	250万円程度	250万円程度
1経営体当たり		
360万円程度	360万円程度	
(2) 目標年間労働時間 主たる農業従事者1人当たり		
1,750～2,000時間程度	1,800～2,000 時間程度	
【略】		
第3 第2及び第2の 2に掲げる事項 のほか、農業を	就農等希望者のマッチング及び農業を 担う者の確保・育成のための情報収 集・関係機関との相互提供	

<u>担う者の確保及び育成に関する事項</u>																										
<u>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</u>	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める 面積シェアの目標 65%程度	65%程度	<u>第3 農用地の利用の集積に関する目標、農用地の利用関係の改善に関する事項</u>	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める 面積シェアの目標 65%程度	65%程度																					
<u>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 727 842 775">事項</th> <th data-bbox="842 727 1106 775">参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 775 842 967"> <u>1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業</u> </td> <td data-bbox="842 775 1106 967"> <u>削る</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 967 842 1062"> <u>削る</u> </td> <td data-bbox="842 967 1106 1062"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1062 842 1158"> <u>2 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u> </td> <td data-bbox="842 1062 1106 1158"> 農用地利用改善団体 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1158 842 1350"> <u>3 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u> </td> <td data-bbox="842 1158 1106 1350"> 事業を実施する農業協同組合 団体名：前橋市農業協同組合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1350 842 1452"></td> <td data-bbox="842 1350 1106 1452"></td> </tr> </tbody> </table>	事項	参考	<u>1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>		<u>2 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>	農用地利用改善団体	<u>3 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u>	事業を実施する農業協同組合 団体名：前橋市農業協同組合			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 727 1357 775">事項</th> <th data-bbox="1357 727 1861 775">参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 775 1357 967"> <u>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</u> </td> <td data-bbox="1357 775 1861 967"> <u>1 利用権設定等促進事業に関する事項</u> 令和2年度の農用地利用集積計画の策定回数 2回 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 967 1357 1062"> <u>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</u> </td> <td data-bbox="1357 967 1861 1062"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 1062 1357 1158"> <u>3 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u> </td> <td data-bbox="1357 1062 1861 1158"> 農用地利用改善団体 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 1158 1357 1350"> <u>4 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u> </td> <td data-bbox="1357 1158 1861 1350"> 事業を実施する農業協同組合 団体名：前橋市農業協同組合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 1350 1357 1452"> <u>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u> </td> <td data-bbox="1357 1350 1861 1452"></td> </tr> </tbody> </table>	事項	参考	<u>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</u>	<u>1 利用権設定等促進事業に関する事項</u> 令和2年度の農用地利用集積計画の策定回数 2回	<u>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</u>		<u>3 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>	農用地利用改善団体	<u>4 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u>	事業を実施する農業協同組合 団体名：前橋市農業協同組合	<u>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u>	
事項	参考																									
<u>1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業</u>	<u>削る</u>																									
<u>削る</u>																										
<u>2 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>	農用地利用改善団体																									
<u>3 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u>	事業を実施する農業協同組合 団体名：前橋市農業協同組合																									
事項	参考																									
<u>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</u>	<u>1 利用権設定等促進事業に関する事項</u> 令和2年度の農用地利用集積計画の策定回数 2回																									
<u>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</u>																										
<u>3 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>	農用地利用改善団体																									
<u>4 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u>	事業を実施する農業協同組合 団体名：前橋市農業協同組合																									
<u>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u>																										

		<u>削る</u>	
当初策定 年月日	平成7年2月28日	前回策定 年月日	<u>令和3年12月23日</u>

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

【略】

5 担い手確保に向けた取り組み

【略】

(5) 実質化された人・農地プラン及び地域計画の活用

高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などが加速している中、今後の地域農業のあり方をまとめた「実質化された人・農地プラン」及び策定予定の「地域計画」により、農業者や関係機関で地域の話合いを定期的に行いながら情報共有を図り、地域農業の担い手を確保するとともに、中心経営体への農地集積・集約化を促進する。

(6) 農地の有効利用の促進

農地の利用に関して、農業経営の規模拡大や集約化、新たに農業を営もうとする者が農地を利用しやすい環境の整備など、地域農業の生産性を向上させるために農地中間管理機構を最大限活用する。また、担い手へ農地集積・集約化を図ることで遊休農地の発生防止や解消を進め、地域における農地利用を最適化する。

農地中間管理機構の活用は、遊休農地対策検討会に併せ、人・農地プラ

		<u>する事項</u>	
		6 <u>その他農業経営基盤の強化を促進する</u> <u>ために必要な事項</u>	
		7 <u>新たに農業経営を営もうとする青年</u> <u>等の育成・確保に関する事項</u>	
当初策定 年月日	平成7年2月28日	前回策定 年月日	<u>平成28年12月14日</u>

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

【略】

5 担い手確保に向けた取り組み

【略】

(5) 実質化された人・農地プランの活用

高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などが加速している中、今後の地域農業のあり方をまとめた「実質化された人・農地プラン」により、農業者や関係機関で地域の話合いを定期的に行いながら情報共有を図り、地域農業の担い手を確保するとともに、中心経営体への農地集積・集約化を促進する。

(6) 農地の有効利用の促進

農地の利用に関して、農業経営の規模拡大や集約化、新たに農業を営もうとする者が農地を利用しやすい環境の整備など、地域農業の生産性を向上させるために農地中間管理機構を最大限活用する。また、担い手へ農地集積・集約化を図ることで遊休農地の発生防止や解消を進め、地域における農地利用を最適化する。

農地中間管理機構の活用は、遊休農地対策検討会に併せ、人・農地プラ

ン及び地域計画の定期的な見直しと連動させることで効率化を図る。

【略】

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

豊かな自然環境を活かした様々な畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、市農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

ンの定期的な見直しと連動させることで効率化を図る。

【略】

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや市農協など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等のあっせんを行う。

また、就農後の定着に向けて、普及指導センターや市農協など関係機関と連携して、販路開拓や営農面などの様々な要望に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、市農業委員会、市農協、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地の紹介や就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、市農協と連携して、研修内容、就農後の農業経営・収入等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、市農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

【略】

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

【略】

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が増加することが予想される。

このため、担い手育成及び、各地区の「実質化された人・農地プラン」又は「地域計画」等に基づき、担い手となる経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

【略】

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

【略】

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が増加することが予想される。

このため、担い手育成及び、各地区の「人・農地プラン」等に基づき、担い手となる経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市、市農業委員会、農地中間管理機構、市農協、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

【略】

本市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

削る

② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

削る

これらの事業を、地域の特性を踏まえ、地域の実情に応じて実施するものとする。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、市農業委員、市農地利用最適化推進委員、

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、市農業委員会、中部農業事務所、市農協、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

【略】

本市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

① 利用権設定等促進事業

② 農地中間管理事業の実施を促進する事業

③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業を、地域の特性を踏まえ、地域の実情に応じて実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げ

市農協、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・市農業委員会・農地中間管理機構・市農協・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

る要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a、d及びeに掲げる要件のすべて）を備えること。

なお、当該事業によって、農用地を認定農業者又は農事組合法人に貸す農家が、飯米確保等の理由により、代替地を求める場合があることから、このような農家が利用権の設定等を受ける場合には、aからcの要件を備えていれば、必要に応じ利用権の設定等を受けることができるものとする。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者を確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第 7 条第 1 号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行うなどにより、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役

員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。（以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

ア 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まっ

て農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 市農協が営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に取り組む場合及び農用地利用改善団体は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 市は、(5)のアの規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、(5)のイからウの規定による農用地利用改善団体、市農協又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積及び利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）

その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2の各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数

量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、市長に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を公告する。

(10)公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積

計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12)紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13)農用地利用集積計画の取り消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決

定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 市は、イの規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取り消しに係る部分を公告する。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

オ 市農業委員会は、イの規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人群馬県農業公社との連携の下に、同公社の業務の一部を受託等することによって本市内での事業の実施の促進を図る。

(2) 市、市農業委員会、市農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

【略】

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

【略】

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の
アの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の
イに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認
定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分に
ついて利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行
いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地

し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市、市農業委員会、群馬県青年農業者等育成センター、市農協、土地
改良区、農業共済組合、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強
化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、
第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育
成に資するため、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な
経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

市農業委員会、市農協、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経
営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りな
がら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配
慮するものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

【略】

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

【略】

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)
のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の
イに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認
定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分に
ついて利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又
は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が

について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

【略】

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

【略】

3 農作業の受委託の促進に関する事項

【略】

(2) 市農協による農作業の受委託のあっせん等

市農協は、農作業受委託のあっせん窓口の開設などを通じて、農作業の

当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

【略】

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

【略】

4 農作業の受委託の促進に関する事項

【略】

(2) 市農業委員会、農地中間管理機構、市農協による農作業の受委託のあっせん等

受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

削る

市農協は、農作業受委託のあっせん窓口の開設などを通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業近代化のため導入したライスセンター、野菜集出荷センター等の利用促進等を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者の経営を発展させる。

イ 前橋市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水田における麦、大豆、飼料作物に加え野菜等の作付を促し、地域の作物戦略、販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にしていく。

特に、農事組合法人が取り組んでいる利用権設定や大規模な農作業受委託の実施による集団的土地利用方式を範とし、地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。また、このため必要となる基盤整備も、地区の実情に合わせて実施する。

ウ 農村整備事業の一環として、供用している農業集落排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化に対応した更新工事を実施し、定住条件の整備を通じた農業の担い手確保に努める。

エ 市は、農地中間管理事業を活用し、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域における農用地利用を最適化する。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、市農業委員会、中部農業事務所、市農協、土地改良区、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

イ 関係機関との連携

市農業委員会、中部農業事務所、市農協、土地改良区、農地中間管理機構その他関係団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手協のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

市農業委員会や群馬県青年農業者等育成センター、中部農業事務所普及指導課、市農協等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、遊休農地及び空き施設に関する情報等）の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市と市農業委員会が主体となって中部農業事務所普及指導課、市農協等と連携・協力して新規就農者カード等を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導や面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。また、市担い手協の構成員で活動する新規就農者等プロジェクトチームにおいて、相互の連携と情報の共有を行いながら、新規就農者等への支援内容を検討・協議していく。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、新規就農者激励会への参加を促すとともに、前橋市認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる新規就農カード等を活用した指導に限らず、市農協や地域

の農産物直売所への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導
青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構
想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青
年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策
や県・市の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確
実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者につ
いては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導
する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については市、市農業委員会及び群
馬県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得につ
いては群馬県立農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップにつ
いては中部農業事務所普及指導課、市農協、農業経営士等、農地の確保につ
いては市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しなが
ら各種取組を進める。

第 6 その他

【略】

附則

この基本構想は、令和3年12月23日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年〇月〇〇日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構

第 5 その他

【略】

附則

この基本構想は、令和3年12月23日から施行する。

想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

削る

別紙1（第4の1(1)カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下、「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人又は一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場

合・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2（第 4 の 1 (2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<u>① 存続期間（又は残存期間）</u>	<u>② 借賃の算定基準</u>	<u>③ 借賃の支払方法</u>	<u>④ 有益費の償還</u>
<u>1 存続期間は 3 年（農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発</u>	<u>1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により市農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</u>	<u>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</u> <u>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する</u>	<u>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法</u>

	<p><u>揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</u></p> <p><u>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができ。</u></p> <p><u>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</u></p> <p><u>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当</u></p>	<p><u>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</u></p> <p><u>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</u></p>	<p><u>農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</u></p> <p><u>3 借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</u></p>	<p><u>の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその</u></p>
--	--	---	---	---

	<u>事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</u>	<u>4 借賃を金銭以外のもの</u> で定めようとする場合には、 <u>その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</u>		<u>時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</u>
--	---	--	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<u>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</u>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

		<p><u>2 農業用施設用地</u> <u>については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</u></p> <p><u>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</u></p>		
--	--	---	--	--

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

<u>① 存続期間</u>	<u>② 損益の算定基準</u>	<u>③ 損益の決済方法</u>	<u>④ 有益費の償還</u>
<u>Iの①に同じ。</u>	<u>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の</u>	<u>Iの③に同じ。</u> <u>この場合において</u> <u>Iの③中の「借賃」とあるのは「損益」</u>	<u>Iの④に同じ。</u>

	<p><u>経営に係る経費を控除することにより算定する。</u></p> <p><u>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</u></p>	<p><u>と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</u></p>	
--	---	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p><u>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他</u></p>	<p><u>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移</u></p>	<p><u>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限まで対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限まで対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく</u></p>

	<p><u>特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</u></p>	<p><u>転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</u></p>	<p><u>法律関係は失効するものとする。</u> <u>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</u></p>
--	---	--------------------------------------	---